

E i w a N e w s

確定申告の注意点

平成 19 年 2 月
(No. 019)

梅の花が咲き始め、今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。

そこで今回は、平成 18 年分の確定申告（申告期限は平成 19 年 3 月 15 日になります。）について、「確定申告が必要な人」「確定申告をすれば税金が戻る人」を再確認するとともに、主な改正ポイントをご紹介いたします。

【確定申告が必要な人】

- ・個人事業を営んでいる人
- ・不動産の賃貸収入がある人
- ・1年間の給与収入が 2,000 万円を超える人
- ・2 力所以上の会社から給与をもらっている人
- ・給与所得がある人で他の所得の合計が 20 万円を超える人
- ・同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、不動産の賃貸料などの支払を受けている人
- ・住宅やゴルフ会員権を売却して利益がでた人
- ・給与の他、年金をもらっている人
- ・保険金などの満期金がある人

【確定申告をすれば税金が戻る人】

- ・給与所得者で医療費控除、雑損控除、寄付金控除などを受ける人
- ・給与所得者で住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- ・給与所得者でその年の途中に退職し、その後再就職しなかった人
- ・給与所得者で年末調整により受けられる控除がもれていた人
- ・所有期間が 5 年を超える一定の住宅を売却して損失が出た人
- ・退職所得について 20% の税率で所得税を源泉徴収され、その税額が正規の税額より多い人

その他にも様々なケースが考えられますので、ご不安な方はお気軽に弊事務所の担当者までお問合せください。

それでは次のページにおいて、平成 18 年分の確定申告について、主な改正ポイントをご紹介いたします。

【定率減税の引き下げ】

年末調整の際にお気付きかと思いますが、所得税の金額を計算したあとに、一定の金額を差し引くことができる「定率減税」の金額が引き下げになりました。

<改正前>

所得税額の20%相当額（最高25万円）を控除

<改正後>

所得税額の10%相当額（最高12万5千円）を控除

【寄付金控除の改正】

平成17年分までは、寄付金（一定のものに限る）のうち、1万円を超える部分について所得控除の対象とされていましたが、改正により5,000円を超える部分について所得控除の対象とされることになりました。

【無申告加算税の割合】

本来、確定申告をする義務があったにもかかわらず、確定申告をしなかった場合に課される加算税の税率が上がりました。

<改正前>

一律 15%

<改正後>

税額が50万円までの部分 ・・・ 15%（今までと同じ）

税額が50万円を超える部分について・・・ 20%

【e-TAXによる申告】

e-TAX（電子申告制度）を利用して確定申告をする場合について、税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって申告をする場合には、依頼者の電子署名及び電子証明書の送信は要しないこととなりました。

※ e-TAXを利用するためには、事前に税務署に「開始届出書」を提出するなどの手続きが必要になります。

平成18年分の確定申告からe-TAXを利用する場合、平成19年2月23日までに、手続きをする必要がありますので、現在検討中の方は弊事務所の担当者までご一報ください。

以上、平成18年分の確定申告の注意点についてご紹介いたしました。

疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。